

「押印についてのQ&A」と監査実務への影響

2020年6月19日に、内閣府・法務省・経済産業省の合同で「[押印についてのQ&A](#)」（以下、「押印QA」という。）と題する文書が発表されました。

押印QAの趣旨

押印QAは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、企業がテレワークの推進を進める中、その障害になっている民間における押印慣行の見直しに向けた自律的な取り組みを後押しするためのもので、全5頁にわたり以下の6つのQAが掲載されています。

- 問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。
- 問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。
- 問3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。
- 問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第 228 条第 4 項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。
- 問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。
- 問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

押印QAの概要

押印QAでは、我が国では原則として契約は当事者の合意があれば成立すること（諾成主義）の確認（問1）や、契約書の目的は事後の争訟時における合意内容の証拠とするものであるところ、押印は民事裁判において文書の真正な成立が争点となった場合に、真正性の推定効果が働くことにあることの確認（問2から問4まで）など、必ずしも押印が必要ということではないことを示しています。

その上で、文書の成立の真正を証明する手段として、①取引先とのメール（メールアドレス、本文及び日時等の送受信記録）や、②新規取引開始時の本人確認情報とその入手過程の記録・保存、文書や契約の成立過程の保存による、“点ではなく線”による立証や、③電子署名や電子認証サービスを利用した立証が例示されています。

特筆すべきは、商取引においては、契約書だけが突然発生するわけではなく、当然その前後の流れがあることから、前後のやり取りに関するメール履歴等を利用することによって、契約等の文書の成立の真正を立証することができることを示唆している点です。

つまり、特別に何らかの対応をすることなく、既にビジネスで日常的に行われている方法でも、文書の成立の真正を立証することができるということです。加えて、更に立証を容易にする方法として、メールの宛先に決裁権者も含めることや、添付PDFも一緒に保存することなどが例示され（問6）、極めて実務的な内容になっていると言えます。

監査実務に与える影響

我が国における監査役監査、会計監査人監査、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX、以下「J-SOX」という。）対応実務などにおいては、内部文書を中心にワークフローシステムによる電子的な承認とその記録の検証といった実務も既に行われているものの、紙文書への押印の有無をもってその運用がルール通りになされていたと判断するという実務も未だ広く行われています。

今後、必ずしも文書上に押印がなくとも、メールなどの状況証拠の積み重ねでもよいと例示する押印QAが広く受け入れられ、押印慣行が見直された場合、監査実務に関して、以下のような影響が生じることが予想されます。

1. 監査提出資料の見直し

会計監査人監査を念頭に置くと、監査人から監査証拠として、取引を立証するために取引先と取り交わした書類（以下「外部証憑」という。）の提出を求められた場合、監査人は、内部統制の把握と評価を踏まえ、会社及び取引先の押印のある外部証憑を監査証拠とするのが一般的です。したがって、押印なしの外部証憑が監査上許容されるのか、許容される場合は具体的にどのようなケースか、正式な外部証憑であることを監査人に説明するためにどのような追加文書等が必要になるのかなどを視野に入れ、事前に監査人と協議し、合意しておくことが必要になると考えられます。

また、外部証憑の押印を省略して、取引関係を示すメール等の保存で対応する場合、これまでよりも文書管理の手間が増えるとともに、監査人が監査手続において確認すべき文書の数も増加するため、企業、監査人双方にとって工数増加につながる可能性があります。

2. 規程やJ-SOX関連文書の見直し

契約書や請求書などの外部証憑の押印省略により、各種規程類や業務フローが見直されることになると考えられます。また、これを機会に社内文書における押印も不要とする方針に移行する場合には、上場会社ではJ-SOX関連文書の見直しも必要になります。その際には、単に「押印する」や「押印を確認する」という記述を書き換えるのみならず、そもそも押印は書類の何をどのようにチェックした証跡として残されていたものだったのか、押印以外の方法でどのようにその趣旨を達成するか、といった点を改めて検討することが求められます。

なお、押印慣行が見直されることにより、これまで以上に電子承認（ワークフロー上の承認痕跡を含む）が普及することが予想されますが、電子承認処理は適正な権限者のみが行えるようになっているか、というコントロールポイントの重要性が増し、これまで以上に慎重な検証が必要になると考えられます。

テレワーク推進に向けて

押印QAは、いわゆる新型コロナウイルスの世界的流行に伴って急激に高まったテレワーク推進の必要性に後押しされ、現在のビジネス慣行に寄り添った例示まで示されており、これまでの押印慣行を見直すきっかけとして非常に踏み込んだ内容になっているように思われます。

テレワークの推進の目的は、新型コロナウイルスとの共存を前提とした働き方の改革であるとも考えられます。そうだとすると、文書への押印をやめるだけでは十分ではなく、その後に行われる監査の局面でも、その目的に合うような対応を検討することが必要です。

押印慣行を見直し通常業務の中でテレワークが実現できても、監査への影響という視点を失念してしまえば、いざ監査というときに十分な証拠を提供できず監査に耐えられない、あるいは、事後的な証拠収集に時間を費やすといった事態になりかねません。

押印QAの発表により、契約書等の対外的文書への押印慣行の見直しだけに注目しがちですが、それに伴う監査実務への影響も考慮して対応を検討することが、テレワーク推進の目的を真に実現するポイントといえそうです。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

| | |
|------|--|
| 会社名 | リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC) |
| 代表社員 | 深山 治 (公認不正検査士) |
| 事業概要 | LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。 |
| 所在地 | [東京] 東京都千代田区丸の内1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル |
| HP |  https://legalex.co.jp |

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。